

広島高速道路公社料金問題調査会規程

〔 平成 11 年 1 月 25 日
広島高速道路公社規程第 14 号 〕

(調査会の設置)

第 1 条 広島高速道路公社(以下「公社」という。)に広島高速道路公社料金問題調査会(以下「調査会」という。)を置く。

(調査審議事項)

第 2 条 調査会は、理事長の諮問に応じ、広島高速道路の料金問題の基本的な事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 調査会は、委員 10 名以内で組織する。

- 2 調査会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員の委嘱)

第 4 条 委員は、学識経験者のうちから理事長が委嘱する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、3 年とし、再任されることを妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 6 条 調査会の会議は、会長が召集する。

- 2 調査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(会議に対する関係者の出席)

第 7 条 調査会には、公社の職員又は関係行政機関の職員が出席し、意見を述べることができる。

(幹事)

第 8 条 調査会には、幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、公社の職員のうちから理事長が指名する。
- 3 幹事は、調査会の所掌事務に関し委員を補佐する。

(庶務)

第 9 条 調査会の庶務は、企画調査部企画調査課において行う。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、調査会の議事の手続きその他調査会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この規程は平成 11 年 1 月 25 日から施行する。
- 2 第 6 条第 1 項の規程にかかわらず、第 1 回の会議は、理事長が召集するものとする。